

第4次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「人間（ひと）」としての尊厳を持って生きる）

具体的な取組み	目標	直近の実施状況（平成26年度又は平成27年度）	目標達成に向けた課題
<p>(1)障がい者や障がいへの正しい理解を深める ①障がい者や障がいについての広報・啓発</p> <p>○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施（企画G） 障がいに関する府民の理解と認識を深めるため、障がい者週間（毎年12月3日～9日）を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。 ・「大阪ふれあいキャンペーン」小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいおりがみ」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布 ・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」作文・ポスターの募集及び表彰 ・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント</p> <p>これらの取組みも活用しながら、府民が合理的配慮の実践について理解を深めるように努めます。</p>	<p>目標値</p> <p>・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいおりがみ」を大阪府内すべての小学校3年生に配布 ・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施</p>	<p>（平成27年度）</p> <p>○12月3日から9日の「障がい者週間」を中心に、障がい理解を訴える事業に取り組みとともに、府政だより12月号での特集をはじめとした各種啓発活動を実施した。</p> <p>(1)大阪ふれあいキャンペーンの実施 ・府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体等と連携し、障がい者週間を中心にポスターの掲出や「大阪ふれあいおりがみ」等の活用を中心とした啓発事業を展開した。 ・障がいについての基本的なことを学べる「大阪ふれあいおりがみ」を府内全ての小学校3年生に配布するとともに、社会福祉協議会や市町村、各種啓発イベント等でも幅広く配布した。 ・大阪ふれあいおりがみの延長として、障がいのある人に対する配慮や工夫などを学んでもらうことを目的に「大阪ふれあいすごろく」を作成・配布した。</p> <p>(2)心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスターの入選作品の表彰</p> <p>(3)障がい者週間知事表彰の実施 障がい者福祉に貢献した者及び自立した者を表彰</p> <p>○第13回共に生きる障がい者展の開催 11月14日（土）、15日（日）の2日間、堺市の国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）で、障がい者の自立と、社会参加の促進を目的に「第13回共に生きる障がい者展」を開催した。</p> <p>○平成27年3月に、障がいを理由とする差別について、その基本的な考えや具体的事例等を記載し、府民の皆様の関心と理解を深めるため策定・公表した「障がい者差別解消ガイドライン」等を活用し、合理的配慮等の考え方の普及を図った。また、平成28年3月に、障害者差別解消法の理念の周知や差別をなくすための障がい理解を深める取組みの一環として、障がい理解ハンドブックを作成・公表した。</p>	<p>○概ね計画どおりであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○人権教育・啓発活動の推進（人権企画課）</p> <p>府民一人ひとりが人権の意義や価値について理解を深められるよう、さまざまな人権問題を分りやすく掲載した人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」の発行や「人権局ホームページ」の充実など、積極的な人権教育・啓発を推進します。</p> <p>障がい者の人権をはじめ、さまざまな人権問題について気付きを促すため、参加体験型の手法を取り入れた研修を、府民及び市町村・関係団体の職員を対象に実施し、人権意識の高揚を図ります。</p>		<p>（平成27年度）</p> <p>○「人権情報ガイド「ゆまにてなにわ ver.30」の発行及びホームページへの掲載</p> <p>障がい者の人権をはじめ、さまざまな人権問題や相談機関の連絡先等を掲載した人権情報ガイドを年1回発行（墨字版：43,000部、点字版：300部）するとともに、府ホームページに掲載した。</p> <p>○府民や市町村及び人権関係団体職員等を対象とした参加・体験型講座の実施</p> <p>さまざまな人権問題について気づきを促すため、参加・体験型学習の手法を取り入れ、豊かな人権感覚を醸成するとともに、地域や職場で主体的に人権研修を実践できる人材を養成した。</p> <p>・「人と人との豊かな関係づくり講座」3回連続講座（12月8日、15日、22日） ・「人権ファシリテーター養成コース」4回連続講座（7月23日、29日、8月5日、12日） ・「人権ファシリテータースキルアップコース」（11月19日）</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○発達障がいに対する理解促進（発達G）</p> <p>「世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）」及び「発達障がい啓発週間（毎年4月2日～8日）」の取組みとして、ブルーライトアップ等の啓発事業の開催、ポスター・リーフレットの市町村や関係機関への配布、掲示する等普及啓発の推進に努めます。</p>		<p>（平成27年度）</p> <p>○「世界自閉症啓発デー」である4月2日に啓発シンポジウムを開催。（参加者：141人）</p> <p>○大阪城天守閣、通天閣、太陽の塔を、「世界自閉症啓発デー」のシンボルカラーであるブルーにライトアップを行った。</p> <p>○啓発ポスターを市町村や学校などの関係機関へ配布し、ポスターの掲示を通じて発達障がいへの理解促進を図った。</p> <p>○府のホームページや啓発冊子を活用し、啓発を実施した。</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>

第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「人間（ひと）」としての尊厳を持って生きる）」

<p>○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発(地推G)</p> <p>高次脳機能障がい者の就労や就学などの社会復帰も視野に見据え、身近な地域での社会資源の整備を行うため、労働分野や教育分野とも連携し、企業や学校関係者等に対し、高次脳機能障がいの理解を深めるため研修会等を実施し、企業や学校関係者等がネットワークに参画するよう働きかけを強化します。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働、教育分野関係者への普及啓発研修 2回/年 ・高次脳機能障がい地域支援ネットワークの構築 8圏域(すべての二次医療圏) 	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○就労関係機関等も含めた研修会の実施(NW地域支援者養成研修等 2 回)</p> <p>○ネットワーク参画機関数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関:107 ・事業所:724 	<p>○高次脳機能障がいに関する普及啓発の在り方や研修体系の整理を含め、働きかけ方を抜本的に検討することが必要。</p>
<p>○大阪府職員に対する研修(人事課)</p> <p>障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るため、講義形式だけでなく、参加体験型学習等により効果的に研修を進め、豊かな人権感覚を持ってさまざまな課題を理解し、その解決に取り組むことができる職員の養成をめざします。</p>	<p>目標値(平成28年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員等を対象に全職種で採用時に福祉介助等の実習を実施 ・新任課長補佐級職員を対象に全職種で人権問題に関する研修を実施 	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○新規採用職員等(全職種)を対象に福祉介助実習、点字体験実習、聴覚障がい体験実習等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月8日、21日:403名修了 <p>○新任課長補佐級職員(全職種)を対象に人権問題研修(障がい者の人権に係るものを含む)を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月10日、27日、28日:127名修了 <p>○その他、人権研修指導者養成研修(部落解放・人権大学講座派遣)や、聴覚障がい者に関する理解を深める研修(手話)及び視覚障がい者に関する理解を深める研修(点字)等を実施した。</p>	<p>○概ね計画どおりであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○大阪府警職員に対する研修(府警本部教養課)</p> <p>大阪府警各所属の教養事務担当者に対して、障がい者及び障がいに対する認識を深めるための研修を実施し、全所属における障がい者への理解と人権尊重意識の高揚を図ります。</p>		<p>(平成 27 年度)</p> <p>○窓口業務担当者講習の実施</p> <p>教養事務担当者に替え、各所属の窓口業務担当者に対して、大阪府福祉部障がい福祉企画室の職員から、障がいを理由とする差別の解消の推進について講義を行った。</p> <p>また、出席者に講習内容のフィードバック教養を行わせることにより、障がい者への理解と人権尊重意識の高揚を図った。</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>(1)障がい者や障がいへの正しい理解を深める ②障がい者理解を深める教育の推進</p>			
<p>○障がい理解教育の推進(高等学校課、小中学校課)</p> <p>人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点にたち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。</p> <p>すべての児童生徒が、障がいや障がい児(者)に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。</p> <p>「総合的な学習の時間」や教科学習等それぞれの教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進します。</p> <p>ボランティア活動などの体験学習を充実します。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校で障がい理解教育の実施 <p>〔小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況を把握〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校で合同の研修会の実施(年1回) 	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○府内(政令市を除く)小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に 100%であった。(平成 27 年度障がい理解教育実施状況調査)。</p> <p>○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、平成 28 年 2 月に「小・中・高等学校障がい理解教育研修会」を実施した。「通常の学級における『特別』ではない支援教育・ユニバーサルデザインへ」と題して、発達障がいのある児童生徒を含め、誰にとってもわかりやすい授業づくりや、学級経営のあり方等について講演を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めた。</p> <p>○小・中・高等学校で合同の研修会の実施(平成 28 年 2 月 29 日実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 101 名、中学校 86 名、高校 52 名、市町村教育委員会 20 名 計 259 名参加。 <p>○教育課程実施状況調査によると福祉・ボランティア教育に取り組む小・中学校の割合は小学校 92%、中学校 78%(平成 27 年度)であった。</p>	<p>○概ね計画どおりであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○教員研修の充実(高等学校課)</p> <p>大阪府教育センターでは、子どもの発達段階に応じて、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施しています。高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>「高等学校における支援教育コーディネーター研修」受講者がいる府立高校の割合 100%</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○教育センターでは総合研修や課題別研修で「人権尊重の教育」「障がい及び障がい者理解」をテーマとする研修を実施した。</p> <p>○支援教育の中心となるコーディネーターの資質向上を図るため、教育センター研修として、支援教育コーディネーター基礎研修、支援教育コーディネーター応用研修を、府教育委員会主催でリーディングスタッフ実践協議会を実施した。また、府教育委員会と大阪大谷大学が連携した支援教育コーディネーターアドバンス研修を実施した。</p> <p>○高等学校において支援教育の中心となる教員の専門性向上のため、高等学校における支援教育コーディネーター研修を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から平成 27 年度末までに受講者があった学校数:133 校/157 校(84.7%) 	<p>○概ね計画どおりであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>

第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」）

<p>○社会教育指導者研修の充実(地域教育振興課)</p> <p>市町村等において、障がい者や障がいに対する正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や、地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、さまざまな教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府および市町村の社会教育関係職員やPTAの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実 ・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート(参加者の気づきを促し、学びを深める)スキルの向上 		<p>(平成 27 年度)</p> <p>○大阪府および市町村の社会教育関係職員等を対象として、地域における身近な人権課題に気づき、課題解決に向けて解決していく力や行動していく力を身に付けるための講座などの取組みを企画・運営できる力の向上を図るため、ワークショップ形式で「学びを行動に移すために社会教育が関わること」「気づきや学びを実践につなげるためのプログラムづくり」などをテーマにした研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育セミナー」2 回連続講座(1 月 18 日、26 日) 	<p>○引き続き、取組みを推進していく。</p>
(2)障がい者が尊厳を保持する ①障がい者差別の禁止			
<p>○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施(企画G)[再掲]</p> <p>○障がい者を理由とする差別の解消に向けた取組み(権利G)</p> <p>障害者差別解消法の制定をふまえ、何が差別に当たるのかをわかりやすく示す共通の物差しとなるガイドラインを策定して、その周知・啓発を図り、障がいを理由とする差別の解消を推進します。</p> <p>また、障害者差別解消法の施行(平成 28 年 4 月)に向け、障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止・解決の体制整備を進めます。</p>		<p>(平成 27 年度)</p> <p>○平成 27 年 3 月に、障がいを理由とする差別について、その基本的な考えや具体的事例等を記載し、府民の皆様に関心と理解を深めるため策定・公表した「障がい者差別解消ガイドライン」等を活用し、合理的配慮等の考え方の普及を図った。また、平成 28 年 3 月に、障害者差別解消法の理念の周知や差別をなくすための障がい理解を深める取組みの一環として、障がい理解ハンドブックを作成・公表した。</p> <p>○障害者差別解消法の施行にあわせ、平成 28 年 3 月に障がい者差別解消条例を制定した。条例に基づく相談、紛争の防止・解決の体制としては、市町村への専門的助言や障がい当事者等の相談対応等を行う広域支援相談員の配置、解決が困難な場合を想定したあつせん、知事による勧告、事業者名の公表といった実効性の確保のためのしくみを規定した。</p>	<p>○相談事例等の収集・分析評価を基礎として、府における体制整備をはじめ、啓発も含めた差別解消の取組みを検証し、体制等の充実強化を図る。</p>
<p>○人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進(小中学校課)</p> <p>学校内外の相談体制を確立し、人権侵害事案が起こったときの対処システムの充実に努めます。</p> <p>各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口を引き続き設置するとともに、周知に努めます。</p> <p>障がいのある児童生徒の対応も含めた体罰防止マニュアル(平成 19 年改訂)等を活用した研修をすべての公立小中学校で実施します。</p>	<p>目標値</p> <p>すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○市町村教育委員会に対して、「指導助言事項」及び年 3 回の長期休業中における児童生徒の指導について(通知)を通して、体罰防止を徹底。(「体罰防止マニュアル」の活用、部活動における指導の徹底、児童生徒・保護者への体罰相談窓口の周知等相談体制の充実について記載。)</p> <p>○市町村教育委員会や学校等の体罰防止研修会へ府教育委員会指導主事等を講師として派遣。</p> <p>○市町村教育委員会に対して、セクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口の設置及び「教職員によるセクシュアル・ハラスメントを防止するために QA集」の活用について指導するとともに、担当指導主事を対象に、研修を実施した。</p> <p>○体罰防止マニュアル等を活用した研修の実施状況(小 565 校/614 校、中 272 校/290 校)</p>	<p>○概ね計画どおりであり、引き続き、取組みを推進していく。</p>
(2)障がい者が尊厳を保持する ②障がい者虐待等の防止			
<p>○障がい者虐待の防止に向けた取組み(権利G、推進G)</p> <p>障害者虐待防止法に基づき、市町村に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待通報・相談の窓口として、その機能が十分に発揮されるよう、障がい者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、専門的に従事する職員の確保など障がい者虐待防止のための対応力の向上、体制整備を図ります。</p> <p>大阪府においては、障がい者権利擁護センターを設置し、関係機関や市町村職員に対する研修の実施や虐待事案の要因分析、事例検討、広域的、専門的な見地から市町村への助言等の支援に努めます。</p>	<p>目標値</p> <p>すべての市町村の職員を対象とした研修の実施</p> <p>2回/年</p>	<p>(平成 27 年度)</p> <p>○大阪府障がい者権利擁護センターの運営</p> <p>法施行の平成 24 年 10 月より設置した福祉部障がい福祉室同センターにおいて、広域的な市町村間の調整や、情報収集・分析・提供等市町村の後方支援を行った。</p> <p>○障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施</p> <p>障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の防止や対応に係る関係職員が、専門的知識に基づき虐待を受けた障がい者等に対する支援を適切に行えるよう、研修を実施した。</p> <p>また、施設等の管理者に対し法趣旨の周知や虐待防止への取組みが適切に行えるよう、研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村・虐待防止センター職員基礎研修 研修回数 3 回(講義 1 回、演習 2 回) 出席者数 90 名 ・市町村・虐待防止センター職員現任研修 研修回数 2 回(講義・演習 2 回) 出席者数 64 名 ・障がい者福祉サービス事業所等管理者・従事者研修 研修回数 5 回(全体講義 1 回、演習 4 回) 	<p>○目標である市町村職員を対象とした研修の実施は概ね達成できている。引き続き、取組みを推進していく。</p>

第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」）

		出席者数 750 名	
○被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み(推進G) 障がい児入所施設における権利擁護の取組みについて周知徹底するとともに、被措置児童等虐待事案について、施設指導等を通して再発防止に努めます。		(平成 27 年度) 障がい児入所施設における児童の権利擁護については、実地指導等の機会を通じて取組みの周知を行うとともに、通報があった事案については、当該施設への指導等、適切に対応した。 ・集団指導 「児対象」の全指定事業所・施設を対象として 9 月に実施 ・実地指導 障がい児入所施設 3 施設に実施	○引き続き、取組みを推進していく。
○地域における児童虐待防止ネットワークの推進(家庭支援課) 児童虐待の予防、早期発見、早期対応につなげていくためには、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが重要なことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。		(平成 27 年度) ○要保護児童対策地域協議会の充実強化を図るため、市町村児童家庭相談担当職員の研修等を実施した。 ・年 12 回 24 講座	○引き続き、取組みを推進していく。
(2)障がい者が尊厳を保持する ③権利擁護の充実			
○権利擁護施策の充実(地域福祉課) 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者の権利の擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、日常生活自立支援事業を行う大阪後見支援センターの運営を支援します。 また、成年後見制度の適切な利用が図られるよう、市町村等への啓発活動に努めます。 さらに、成年後見制度における市町村長申立てが活用されるように、手引きの配布や研修の実施、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会等との連携を強化して、市町村長申立てを必要とする人の把握を市町村に働きかけます。加えて、急速な高齢化が進む中、家族や専門職による後見だけで対応していくことは困難であることから、身近な住民によるボランティア精神に立脚した「市民後見人」の養成及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。		(平成 27 年度) ○認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利擁護に関する相談及び福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」を実施する「大阪後見支援センター」の運営を支援した。 ○身近な住民によるボランティア精神に立脚した市民後見人の養成等に取り組む府内市町村を支援した。 ・地域支援相談事業 一般相談 594 件 専門相談 45 件 ・日常生活自立支援事業(平成 27 年度末) 実施市町村数 41 市町村(政令市除く) 契約締結件数 2,372 件(実利用者数) ・権利擁護人材育成事業(市民後見人の養成等) 実施市町村数 19 市町(政令市 2 市含む)	○引き続き、大阪後見支援センター及び市町村におけるセーフティネットの構築に向けた取組みを支援し、府域のセーフティネットの充実・強化を図る。
○福祉サービスに関する苦情解決制度の推進(地域福祉課) 福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会(社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置)が相談、助言、事情調査又はあせせん等を行います。 大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。		(平成 27 年度) ○福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けての相談、助言、あせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発について支援した。 ・延べ相談件数 1,557 件 ・実施研修参加者数 福祉サービス苦情解決研修会 135 人 苦情解決第三者委員研修 80 人 ・「平成 26 年度：事業報告書」の発行部数 2,500 部	○引き続き、運営適正化委員会の取組みの周知と事業の実施を支援する。
○福祉サービス第三者評価事業の推進(地域福祉課) 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。		(平成 27 年度) ○福祉サービスの質の向上を促し、併せて福祉サービスの質に関する情報を利用者に提供するため、福祉サービス第三者評価機関の認証を実施するとともに、評価結果の公表、評価調査者の養成などに取り組んだ。 ・認証評価機関数 16 機関 ・障がい福祉分野の評価結果公表件数 3 件 ・障がい福祉分野の評価調査者養成人数 10 人	○引き続き、福祉サービス第三者評価機関の認証、評価結果の公表、評価調査者の養成を実施するとともに、評価基準の改正などに取り組む。
○地域生活定着支援センターの運営(地域福祉課) 地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所、刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、福祉サービスの利用等を支援します。		(平成 27 年度) ○地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がい有する者で、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対して、保護観察所、刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施し、矯正施設退所者の社会復帰及び地域生活への	○引き続き、地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所、刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、福祉サービスの利用等を支援する。

第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」）

		定着を支援した。 ・コーディネート業務（矯正施設退所予定者の帰住地調整支援） 取扱件数 67 件（うち終了件数 44 件） ・フォローアップ業務（矯正施設退所者の施設等への定着支援） 取扱件数 103 件（うち終了件数 31 件） ・相談支援業務（上記業務のほか、矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援） 取扱件数 86 件（うち終了件数 54 件）	
○大阪府障がい者自立支援協議会における権利擁護の推進(権利G) 大阪府障がい者自立支援協議会に障がい者虐待防止推進部会を設置し、関係機関や市町村と連携協力体制の強化を図り、虐待防止支援をはじめとする権利擁護に関する課題等について協議・検討し、大阪府内における権利擁護のための取組みを推進します。		（平成 27 年度） ○大阪府障がい者自立支援協議会障がい者虐待防止推進部会の設置 障害者虐待防止法に基づき、都道府県の責務である連携協力体制の整備を図るため、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための具体的な方策について協議を行う当部会を設置、部会を開催した。 ・当部会 開催 1 回	○引き続き、取り組みを推進していく。
○障がい者110番事業の実施(社参G) 障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からのさまざまな相談に対し、専門機関との連携を保ちながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。 常設の相談窓口の設置だけでなく、FAXや留守番電話、電子メールによる受け付けも行い、また、事業の一層の広報にも努めるなど、利用の促進を図ります。		（平成 27 年度） ○障がい者の自立と社会参加を促進するため、権利擁護や福祉サービスの受給など様々な相談に対し、適切な助言等を行う相談事業等を行うとともに、府ホームページ等において、事業の広報に努めた。 ・相談実績 312 人	○引き続き、取り組みを推進していく。
○大阪府障がい者社会参加促進センター等の運営(社参G) 障がい者の自立と社会参加を推進する拠点として「大阪府障がい者社会参加促進センター」、「大阪府盲人福祉センター」及び「大阪府谷町福祉センター」を活用し、各種の人材育成のほか、障がい者の交流や学習機会の充実に努めます。		（平成 27 年度） ○「大阪府障がい者社会参加促進センター」では盲ろう者通訳・介助者派遣及び養成事業、要約筆記者養成事業や障がい者 110 番事業等を、「大阪府盲人福祉センター」では、点訳・朗読奉仕員養成事業等を、「大阪府谷町福祉センター」では、手話通訳者養成研修事業等を実施するなど、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援の拠点としての役割を果たした。	○引き続き、取り組みを推進していく。
○消費生活情報の提供の充実(消費生活センター) 悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市生活情報誌「くらしと」掲載記事の点字版発行、メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」の配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支援します。		（平成 27 年度） ○生活情報誌「くらしと」掲載記事の点字版を年 4 回、各 200 部作成した。 ○メールマガジン「大阪府消費生活センター便り」を毎月 1 回配信した。	○引き続き、取り組みを推進していく。
(3) 安全・安心を確保する ①防災の推進			
○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進(危機管理室・福祉部) 全ての市町村において、地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、その推進方策とともに検討し、「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿の作成が完了するよう働きかけます。	目標値(平成29年度末) ○支援プラン策定 →すべての市町村が策定 ・要支援者名簿の作成 →すべての市町村が作成	（平成 27 年度） ○「『避難行動要支援者支援プラン』作成指針」(平成 27 年 2 月)にかかる市町村担当者向け説明会を 7 月に開催(危機管理・福祉部共催)し、先進事例の紹介等実施。 ○9 月に避難行動要支援者名簿未策定の市町村に対し、ヒアリングを実施。 ○平成 27 年度中に府内全ての市町村において、全体計画及び避難行動要支援者名簿の策定が完了。	○目標は達成。引き続き、名簿の更新と活用にかかる取組を推進していく。
○市町村における避難所運営マニュアル策定の促進(危機管理室・福祉部) 避難者の適切な QOL の確保に向け、府が策定した「避難所運営マニュアル作成指針」をふまえ、地域の実情に即して作成された「避難所運営マニュアル」に基づく避難所開設訓練とその検証を促進します。	目標値(平成29年度末) ・すべての市町村が、平成26年度末までに避難所運営マニュアルを策定したうえで、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練の実施と検証の促進	（平成 27 年度） ○府内市町村において「避難所運営マニュアル」が早期に作成されるよう、働きかけを行った。 ○平成 28 年 3 月現在の府内市町村における避難所運営マニュアル作成状況: 42 市町村で作成されている。	○今後、避難所運営マニュアルに基づく避難所開設訓練の実施と検証について、市町村に働きかける。また、避難所開設の際には、さまざまな障がい特性への対応方法や配慮事項を踏まえるものとなるよう、広く障がい理解の啓発に努める。
○市町村における福祉避難所(二次的な避難施設)の指定の促進(危機管理室、企画G、推進G) 避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、全市町村での福祉避難所の指定を働きかけます。 また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利	目標値(平成29年度末) ・福祉避難所指定 →すべての市町村が指定	（平成 27 年度） ○関係部局、府社会福祉協議会等々が連携し、各種福祉施設・事業者等への集団指導や研修会の場を活用して、市町村の福祉避難所指定への協力を要請した。 ・平成 27 年度 第 1 回市町村地域福祉担当課長会議	○福祉避難所開設の際には、さまざまな障がい特性への対応方法や配慮事項を踏まえたものとなるよう、広く障がい理解の啓発に努める。

第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」）

<p>用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかけます。 併せて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかけます。</p>		<p>日 時 平成 27 年 10 月 30 日 会 場 マッセ OSAKA 大ホール ○福祉避難所については、平成 28 年 3 月現在、42 市町村が 726 施設を確保している。 (ただし、平成 28 年 3 月現在の府内市町村における災害対策基本法に基づく福祉避難所指定状況: 34 市町村 369 箇所)</p>	
<p>○緊急放送等における配慮の要請(危機管理室、企画G) テレビ・ラジオの放送局ごとで異なる緊急時のチャイム音の統一や、事件・事故速報と災害情報を知らせるチャイム音の区別など、障がい者への配慮がなされるよう、各放送局に対する要請に努めます。</p>		<p>(平成 27 年度) ○住民への緊急情報の提供などについて、従来からの同報無線の整備だけでなく、インターネットや携帯メールなど多様な情報ツールを用いた情報連絡体制をとっている。 ○平成 28 年 2 月～3 月にかけて、在阪放送事業者 6 社を訪問し、府民の安心・安全に関わる緊急ニュースについて、字幕スーパーだけでなく副音声等を活用することなどについて、文書による要請を行うとともに、対策の現状等について聴取を実施した。</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○社会福祉施設における災害・避難対策の促進(応援協定の締結等)(福祉総務課) 「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」を作成し、社会福祉施設における応援協定の締結を働きかける等、災害・避難対策を促進します。</p>	<p>目標値(平成29年度末) 「災害時における応援協定等に向けたガイドライン」を策定</p>	<p>(平成 27 年度) ○入所者や利用者の処遇を確保できるよう、「災害時における応援協定等の締結に向けたガイドライン」の作成に向けて、他府県における事例について情報収集を行い、課題整理等を実施。</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○災害時における福祉職専門等の確保体制の充実・強化(福祉総務課) 府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築し、福祉避難所(二次的避難所)の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣や物資等の供給、被災者支援の受入れ調整を行うための体制を整備します。</p>	<p>目標値(平成29年度末) ネットワークにおいて福祉避難所の運営支援、福祉専門職の派遣や物資等供給、被災者支援の受入れ調整を行う体制を整備</p>	<p>(平成 27 年度) ○ネットワーク参画団体と協議を重ね、人員派遣や物資供給等に関する情報連携等の訓練を実施。 ○ネットワークが行う支援について、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、法整備を国に要望。</p>	<p>○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。</p>
(3)安全・安心を確保する ②防犯の推進			
<p>○犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの推進(治安対策課) 犯罪による被害を防止するとともに犯罪を発生させない環境づくりをめざして取り組む大阪府の安全なまちづくり推進事業等において、犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの意識啓発等を推進します。 障がい者が安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して地域の防犯力を高めるための活動を行う「地域安全センター」の設置促進を大阪府内小学校区で図るなど、地域防犯力のさらなる向上に取り組めます。</p>		<p>(平成 27 年度) ○オール大阪で安全なまちづくりに関する府民運動に取り組む推進体制として、府、市町村、警察、事業者、府民・地域団体等の代表者で構成する「大阪府安全なまちづくり推進会議」総会において、子どもや女性の犯罪被害の防止、街頭犯罪抑止活動の推進を目標に設定し、府民の自主防犯意識の向上や防犯カメラ等の防犯環境整備等を通じた安全なまちづくりについての事例発表、意見交換等を実施した。 ○大阪府安全なまちづくり推進会議総会の開催 日時:平成 27 年6月 25 日(木) 10 時 30 分～11 時 30 分 場所:プリムローズ大阪 議題:平成 26 年度活動報告、平成 27 年度活動方針(案) 事例発表:安心・安全をより確かなものに 松原市のセーフコミュニティ ー概要と現在の取組ー 松原市長 ○地域、市町村、警察等と連携して地域安全センターの設置を促進し、平成 27 年度末で 711 小学校区に設置した。</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化(府警本部広報課) 犯罪発生情報等を分かりやすく提供するため、大阪府警察ホームページの更新・新規作成時において、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がい者が犯罪発生情報等を得やすいホームページづくりに努めます。</p>		<p>(平成 27 年度) ○大阪府警察ホームページにおけるユニバーサルデザインの推進 新規ページ作成時及び更新時等において、大阪府警察ホームページを主管する広報課から各掲載ページを主管する各部・各課に対して働きかけや積極的なアドバイスを行い、JIS規格に準拠した構成に配慮したページ作りを実施し、効果的な障がい者用広報の推進に努めた。</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○緊急時における110番通報手段の広報(府警本部広報課、府警本部通信指令室) 聴覚や言語に障がいのある方が事件や事故に遭遇した場合に、警察への緊急通報手段として整備している「ファックス110番」及び「メール110番」について広く周知するために、「110番の日」等のキャンペーンや大阪府警察ホームページ、携帯電話対応ホームページ等の各種広報媒体を通じた積極的な広報活動を実施します。</p>		<p>(平成 27 年度) ○「聴覚や言語に障がいのある方のための 110 番」の広報 ・施設見学時における広報 府警本部(通信指令室等)の見学の際に、「ファックス 110 番」及び「メール 110 番」について、使用方法を説明の上、広報した。 ・大阪府警察ホームページを活用した広報 大阪府警察ホームページの中に、「聴覚や言語に障がいのある方のための 110 番」の項目を設け、「ファックス 110 番」及び「メール 110</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>

第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「人間（ひと）」としての尊厳を持って生きる）」

		<p>番」の使用法・注意点を含め、具体的に、解りやすく広報した。また、携帯対応ホームページ(相談窓口)には、「聴覚や言語に障がいのある方のためのメール 110 番」のページを設け、「メール 110 番」について広報した。</p>	
(4) 十分な情報・コミュニケーションを確保する			
<p>○支給決定に係るコミュニケーション支援(企画G) コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービス等に係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。</p>		<p>(平成 27 年度) ○市町村指導において、支給決定の際に実施する認定調査に関しコミュニケーション支援が必要な人について手話通訳者等のコミュニケーション支援を行い、適正な支給決定が行われるよう、助言している。 ※障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導等を実施。〔再掲〕 ・平成 27 年度 22 市町村</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○府政情報の提供の充実(調整G、府政情報室) 府政に関する情報を、障がい特性に配慮して府民に提供します。必要に応じて府政情報の点字化、音声化等を行うほか、使いやすいホームページづくりに努めます。</p>		<p>(平成 27 年度) ○府政だよりの点字版、拡大版、テープの提供 (年 9 回発行)</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化(府警本部広報課)[再掲] 犯罪発生情報等を分かりやすく提供するため、大阪府警察ホームページの更新・新規作成時において、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がい者が犯罪発生情報等を得やすいホームページづくりに努めます。</p>		<p>(平成 27 年度) ○大阪府警察ホームページにおけるユニバーサルデザインの推進 新規ページ作成時及び更新時等において、大阪府警察ホームページを主管する広報課から各掲載ページを主管する各部・各課に対して働きかけや積極的なアドバイスを行い、JIS規格に準拠した構成に配慮したページ作りを実施し、効果的な障がい者用広報の推進に努めた。</p>	<p>○引き続き、取り組みを推進していく。</p>
<p>○視覚障がい者に対する情報提供の充実(社参G) 現在設置されている視覚障害者情報提供施設等を活用し、視覚障がい者に対して、日常生活に必要な情報を点字、録音図書等により提供することにより、知識、教養の向上を図ります。 また、視覚障がい者への情報提供活動の充実を図るため、地域において基礎的な点訳・朗読の技術を習得した人を対象に、より高度な技術を有する人材の養成に努めます。 事業の実施について市町村と十分に連携を図り、効果的な広報に努めます。 ・点字図書館運営事業 ・点字広報等発行事業 ・点字による即時情報ネットワーク事業 ・点訳奉仕員養成事業 ・朗読奉仕員養成事業</p>	<p>目標値(平成27～29年度) 大阪府養成点訳奉仕員60人 大阪府養成朗読奉仕員60人</p>	<p>(平成 27 年度) ○視覚障がい者の情報保障を図るため、点訳・朗読奉仕員を対象に、特に専門性の高い養成の実施や、点字・録音図書等の貸出しの実施等を通じて、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点としての役割を果たした。 ・養成実績 養成者数 点訳奉仕員 9 人 朗読奉仕員 9 人 ・図書の貸出件数 点字図書 3,652 冊 FD 図書 196 枚 テープ図書 4,407 巻 デジター図書 8,833 枚</p>	<p>○養成者のさらなる確保。 ○意思疎通支援に関しては、計画策定時(平成 23 年度)において、府は任意事業として「日常生活に係る意思疎通支援を行う者の養成」を行っていたが、総合支援法施行(平成 25 年 4 月)により、「日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援を行う者の派遣・養成をすすめる事業」の実施が市町村に、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成又は派遣する事業等」の実施が都道府県に、それぞれ義務付けられた。</p>
<p>○聴覚障がい者に対する情報提供の充実(社参G) 現在設置されている聴覚障害者情報提供施設を活用し、聴覚障がい者に対して、情報支援の充実を図るため、字幕を挿入したビデオカセット等の制作・貸出しを行うとともに、手話通訳によるコミュニケーションの支援を行うため各種事業や相談・訓練事業を実施し、社会生活及び知識、教養の向上を図ります。 また、聴覚に障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳によるコミュニケーションの支援を行うため、市町村事業である手話通訳者派遣事業の担い手となる質の高い人材の養成に努めます。 ・字幕入りビデオカセットライブラリー制作・貸出事業 ・手話通訳者養成研修事業(手話通訳者の養成と登録) ・手話通訳者活動促進事業(専任通訳者の派遣) ・ろうあ者生活指導事業 ・ろうあ者生活行動訓練事業</p>	<p>目標値(平成29年度) 大阪府登録手話通訳者 580人</p>	<p>(平成 27 年度) ○聴覚障がい者の情報保障を図るため、特に専門性の高い手話通訳活者の養成・派遣の実施や、字幕や手話を挿入したビデオ等の制作・貸出しの実施等を通じて、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点としての役割を果たした。 ・養成実績 養成者数 手話通訳者(1年目修了) 100 人 手話通訳者(2年目修了) 95 人 手話通訳者(3年目修了) 66 人 ・登録者 手話通訳者 365 人 ・制作件数 12 件 ・貸出件数 344 件</p>	<p>○養成者・登録者のさらなる確保。 ○意思疎通支援に関しては、計画策定時(平成 23 年度)において、府は任意事業として「日常生活に係る意思疎通支援を行う者の養成」を行っていたが、総合支援法施行(平成 25 年 4 月)により、「日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援を行う者の派遣・養成をすすめる事業」の実施が市町村に、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成又は派遣する事業等」の実施が都道府県に、それぞれ義務付けられた。</p>
<p>○難聴・中途失聴者に対する情報提供の充実(社参G) 聴覚に障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、要約筆記によるコミュニケーションの支援を行うため要約筆記者の養成を行います。 また、養成した人材の派遣を行うことにより、各市町村に対し要約筆記者の派遣事業の実施を働きかけます。 なお、専門性が高かつ継続的な通訳ニーズに対応するとともに、事業未実施の市</p>	<p>目標値(平成29年度) 大阪府登録要約筆記者 350人</p>	<p>(平成 27 年度) ○聴覚障がい者の情報保障を図るため、特に専門性の高い意思疎通支援を行う要約筆記者の養成・派遣の実施等を通じて、情報発信やコミュニケーション支援を行った。 ・養成実績 養成者数 要約筆記ステップアップ研修(手書き) 43 人</p>	<p>○養成者・登録者のさらなる確保・登録試験への地域の実情やニーズの反映。 ○意思疎通支援に関しては、計画策定時(平成 23 年度)において、府は任意事業として「日常生活に係る意思疎通支援を行う者の養成」を行っていたが、総合支援法施行(平成 25 年 4 月)により、「日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援を行う者の派遣・養成をすすめる事業」の実施が市町村に、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成又は派遣する事業等」の実施が都道府</p>

第 4 次大阪府障がい者計画に掲げる具体的な取組みと目標について（生活場面「人間（ひと）」としての尊厳を持って生きる」）

<p>町村域をカバーするため、大阪府としての派遣事業も引き続き実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要約筆記養成事業 ・要約筆記派遣事業 		<p>要約筆記ステップアップ研修(パソコン) 28人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者 (H28.4.1 現在) 要約筆記者手書き 107人 要約筆記者パソコン 91人 <li style="padding-left: 20px;">計 198人 ・派遣回数 51回 ・述べ派遣人数 165人 	<p>県に、それぞれ義務付けられた。</p>
<p>○盲ろう者のコミュニケーション及び移動の支援(社参G)</p> <p>視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、公的機関や医療機関での用務や買物など日常生活に必要な場合等に、盲ろう者のコミュニケーション及び移動を支援する通訳・介助者を派遣する事業を実施し、盲ろう者の特性やニーズをふまえて利便性向上に資するよう努めます。</p> <p>また、盲ろう者が必要とする通訳・介助の専門的な知識と技術を有する通訳・介助者を養成するため、盲ろう者福祉に熱意がある者を対象として養成研修を行うとともに、通訳・介助者の資質と技術を向上するため、現任研修を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう者通訳・介助者派遣事業 ・盲ろう者通訳・介助者養成研修等事業 	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>大阪府登録通訳・介助者 600人</p>	<p>(平成27年度)</p> <p>○盲ろう者の情報保障を図るため、盲ろう者通訳・介助者の養成・派遣等を通じて、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳介助者養成実績 手話コース 27人、点字等コース 12人 登録者数 431人 ・現任研修実績 9人 ・派遣実績 派遣人数 延べ 13,005人 派遣時間 延べ 51,579時間 	<p>○養成者・登録者数のさらなる確保。</p> <p>○意思疎通支援に関しては、計画策定時(平成23年度)において、府は任意事業として「日常生活に係る意思疎通支援を行う者の養成」を行っていたが、総合支援法施行(平成25年4月)により、「日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援を行う者の派遣・養成をする事業」の実施が市町村に、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成又は派遣する事業等」の実施が都道府県に、それぞれ義務付けられた。</p>